

香川県立屋島少年自然の家屋外清掃（草刈・剪定等）業務委託仕様書

（１）契約期間

- ・令和6年6月1日（土）～令和6年11月30日（土）

（２）作業内容

- ・草刈および剪定：草刈機等で雑草の草刈り・剪定を行い、刈った草木を集め、ゴミ袋に入れる。集めた草木は所定の場所に搬出する。

（３）作業場所

- ・住所：高松市屋島東町34番地1

1. つどいの広場、いこいの広場、運動場、運動広場、野外集会場
2. その他

※その他の作業場所は、屋島少年自然の家と受託者が協議の上決定する。

（４）作業について

1. 施設開所日の9:00から16:00までのうち、休憩時間を除き、3.5時間の勤務に従事する。
2. 作業員は4名以上配置すること。
3. 契約期間の作業予定日は最大20日とし、原則令和6年6月から9月までの各週1日又は2日、各月5日の作業を4ヶ月実施するものとする。
作業日及び作業場所は、屋島少年自然の家と受託者が協議の上決定する。天候不良等の場合は中止とし、別日に作業を変更する。なお、令和6年10月及び11月は予備日とする。
4. 本業務に用いる消耗品（清掃用具・ゴミ袋等）及び備品（清掃作業員用の控室・草刈機等）は、屋島少年自然の家より、必要に応じて無償貸与する。
なお、業務履行に際し、清掃用具等を持ち込む場合は、事前に屋島少年自然の家に了承を得ること。
5. 業務遂行にあたっては、施設職員、利用者等に対して適切な態度で接し、また、清潔な作業着での業務実施を心がけること。
6. 受託者は、業務上確認された問題（事故・庁舎設備の破損等）については、状況に応じた処置を可能な限り施し、かつ、取った措置について遅延なく屋島少年自然の家に報告するものとする。
7. 受託者は、各作業員が担当する場所および業務等について記載したものを提出すること（別紙：実施状況報告書および業務実績報告書、業務完了報告書）。
8. 受託者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、屋島少年自然の

家又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責任を負うものとする。

9. 作業の実施に際しては、労働関係法令等を遵守のうえ行うこと。